

平成20年7月31日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市公立大学法人評価委員会

委員長 川村 恒明

意見書

公立大学法人横浜市立大学の平成19事業年度財務諸表及び利益処分（案）の承認について、地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）第34条第3項及び同法第40条第5項の規定に基づく横浜市公立大学法人評価委員会の意見は次のとおりである。

1 地方独立行政法人法第34条第1項に規定する財務諸表の承認について

意見はない。

2 地方独立行政法人法第40条第3項に規定する利益処分の承認について

利益処分を承認することは適当であるが、承認に当たって下記の意見を付するので、十分留意されたい。

【意見】

「公立大学法人横浜市立大学においては、法人全体としては剰余金を計上しているものの、それまでの2か年に比べ、収支が悪化していることから、その原因を分析するとともに、経営改善を実践すること。

また、市が設立する意義ある大学としての社会的使命と経営とのバランスを十分配慮しつつ、法人全体の予算統制（収支計画、資金計画、さらには人員配置計画や設備投資計画など）が実質的に機能する仕組みを構築し、実施すること。」

以上